

鹿島商工会議所専門家登録要領

1. 専門家の登録基準

鹿島商工会議所が推薦する者で、小規模事業者等の経営課題を解決するために必要な専門的、実践的な知識、技術、技能等を有し、次のいずれかに該当する者であること

- (1) 各種の技術、技能等（以下「技能等」という。）に関する実務に10年以上の経験を有する者。
- (2) 技術等に関する公的資格を有し、かつ、実務に5年以上の経験を有する者。
- (3) 技能等に関する指導、教育機関に所属し、指導、教育、研究等に5年以上の経験を有する者。
- (4) (1) から (3) までに規定する者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者。

2. 申請要領

- (1) 申請受付期間

申請は、随時受け付けます。

- (2) 申請方法

専門家登録シートを鹿島商工会議所へ提出してください。

- (3) 参考資料の添付

専門家登録シート提出の際には、派遣専門家の選定の参考となる任意の資料（写真、職務経歴書、実績や成果物をまとめたパンフレット等）を提出することができます。

3. 登録の決定

- (1) 鹿島商工会議所において、申請内容が「1. 専門家の登録基準」に該当しているかを確認し、鹿島商工会議所において審査を行った上、登録を決定します。
- (2) (1) の確認の結果、登録を決定した申請者については、登録手続きを行います。登録を決定しなかった場合のみ、鹿島商工会議所からその旨をお知らせします。

4. 登録期間等

- (1) 本事業の専門家としての登録期間は、登録日の属する日の年度末までとしますが、登録削除の意向が無い限り、1年ずつ更新します。ただし、本事業の開始から一定期間経過後、派遣実績や小規模事業者等からの評価を踏まえ、更新の可否を判断するなど、登録の見直しを行う場合があります。
- (2) 登録期間にかかわらず、専門家派遣の実施期間は、当該年度の2月末日までとします。ただし、予算の消化状況によっては、それよりも早く終了する場合があります。

5. 謝金・旅費

専門家に対する謝金の額は、1回当たり30,000円（消費税込み）とします。また、専門家派遣に必要な旅費について、「専門家旅費支出基準」に従って支給します。

（別紙鹿島商工会議所専門家謝金及び旅費支出基準 参照。）

- (注) 謝金及び旅費は、専門家指定の口座に鹿島商工会議所から振り込みます。（毎月20日締め当月末払い）個人扱いの場合の振込額は、所得税等源泉徴収後の金額となります。

必要に応じて、税務署へ提出する支払調書に記載するマイナンバーの提出をお願いしますので、その際にご協力をお願いします。

6. 注意事項

- (1) 登録されただけでは、謝金等の支払はありません。また、登録は、小規模事業者等への派遣を確約するものではありません。
- (2) 本事業による専門家派遣によって得られた全ての成果は、原則として派遣先小規模事業者等に帰属します。
- (3) 専門家は、本事業の派遣により知り得た派遣先小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。本事業の専門家としての登録期間終了後も同様とします。
- (4) 専門家派遣実施中に死亡、ケガ及びその他不測の事態に遭遇した場合も、鹿島商工会議所は、その補償について一切責任を負いません。
- (5) 事務処理等実施機関は、専門家派遣の実施状況（専門家派遣が適正に行われているか）の確認のため、派遣先小規模事業者等に調査を行う場合があります。
- (6) 本事業を利用し、専門家から小規模事業者等への営業は禁止します。

7. 登録の取消し

登録専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、鹿島商工会議所は当該専門家の登録を取り消すことができるものとします。

なお、取り消した場合には、氏名、取消理由を公表する場合があります（(8)に該当することにより取り消した場合を除く。）。

- (1) 専門家としての義務を守らない場合
- (2) 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- (3) 登録内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 鹿島商工会議所に虚偽の報告をしたことが判明した場合
- (5) 別に定める本事業の実施要領その他法令に違反する行為を行ったと認められる場合
- (6) 事後調査等において支援内容が適正でないと認められる場合
- (7) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (8) 心身に著しい障害があるため、専門家としての業務に耐えられないと認められる場合
- (9) その他、本事業の専門家として不適格と認める場合

附則 この要領は、令和6年4月1日より施行します。（別紙）

鹿島商工会議所専門家謝金及び旅費支出基準

1. 専門家謝金

専門家派遣に必要な専門家謝金について、次の「専門家謝金支出基準」に従って支払うものとする。

【専門家謝金支出基準】

謝金の額は、1回あたり30,000円（消費税込み）とする。

2. 専門家旅費

専門家派遣に必要な旅費について、次の「専門家旅費支出基準」に従って支払うものとする。

【専門家旅費支出基準】

旅費の支出基準は、次の各号に定めるとおりとし、鹿島商工会議所の検収を受けた適正な範囲内の額についてのみ支払いが行われるものとする。

ただし、同一市町村内の旅行についての旅費は、支払わない。

- ① 旅費は、専門家の主たる活動拠点から用務地までの間の、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
- ② 旅費は、交通費のみとする。
- ③ 交通費は、次の基準に準じて支給する。
- ④ 本基準に規定の無い事項については、その都度鹿島商工会議所が決定する。

イ. 鉄道賃

- a. 乗車運賃
- b. 特急料金（利用区間が片道50km以上の場合に限る。）

（注）ただし、通常運賃より経済的な割引運賃（「2枚きっぷ」等）が利用できる場合は、その料金とする。

ロ. 航空賃、船賃

往復割引運賃または、実際に支払った旅客運賃のいずれか安価な運賃（ただし、普通席に限る）。

往復割引がない経路の場合は、通常運賃

（注）航空賃の支払いに当たっては、搭乗券の半券（又はそれに準ずるもの）及び領収書の提出が必要。

ハ. 車賃

バスを利用した場合は、最も経済的な通常の経路の金額とする。

タクシーを利用した場合は、その実費相当額を支給する。

なお、タクシーの利用は、公共交通機関がない、又は本数が少ない等の場合に限る。

（注）タクシー代の支払いに当たっては、領収書の提出が必要。

ニ. 私有車の業務使用

私有車を業務使用した場合、全路程を通算し1kmにつき22円を支給する。（1km未満の端数は切り捨てる。）ただし、支給額の上限を3,000円とする。

なお、私有車の業務使用は専門家派遣業務として、必要最低限な場合に限る。

(注) 路程の計測は、鹿島商工会議所が、インターネット上の経路検索サイトで計測し、計測結果の中から最も経済的な通常の経路に対応する距離を採用する。

附則 この基準は、令和6年4月1日より施行する。